

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月1日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 独自利用事務の対象者	みよし市在宅心身障害者扶助費支給条例第3条に定める者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年10月1日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	30
10. 保護評価書の名称	みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=24&amp;hj_no=6000020232360&amp;count=20&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;kk_type=1&amp;kk_type=2&amp;kk_type=4">https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=24&amp;hj_no=6000020232360&amp;count=20&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;kk_type=1&amp;kk_type=2&amp;kk_type=4</a>
12. 委任関係	▼

執行機関名 みよし市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	在宅心身障害者扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 4の項  在宅心身障害者扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	みよし市在宅心身障害者扶助費支給条例(昭和47年三好町条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の	第1条 この条例は、社会福祉の理念に基づき(在宅の心身障害者)に対し心身障害者扶助費(以下「扶助費」という。)を支給することによって、(心身の健康保持の増進と向上を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みよし市在宅心身障害者扶助費支給条例 みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	みよし市在宅心身障害者扶助費支給条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。))を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市在宅心身障害者扶助費支給条例第5条の心身障害者扶助費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	みよし市在宅心身障害者扶助費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ワ	みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する規則第2条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する規則第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する規則第4条の心身障害者扶助費の申請内容の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する規則第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ワ	みよし市在宅心身障害者扶助費支給に関する規則第4条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--